

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は30万6,000円及び申立期間②は30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成19年2月20日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表（平成15年7月16日作成分及び同年12月23日作成分）では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（それぞれ30万6,000円、30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答し

ていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 18 日

申立期間の賞与については、私がA社（現在は、B社）から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は申立事業所を通じて申立てを行うので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準賞与額については、申立事業所が平成 19 年 2 月 20 日になって、届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所では記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る賞与明細一覧表(平成 15 年 7 月 16 日作成分)では、申立期間について、申立人が当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が届出を行っていない旨回答していることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 767

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和60年1月に離婚してすぐに、A市役所で国民健康保険や児童扶養手当等と共に国民年金の加入手続を行った。その際に納付書をもらい、国民健康保険料と同じように、国民年金保険料も同年1月分から納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和60年10月18日にA市に払い出されていることが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人は同年11月18日に国民年金の加入手続を行い、48年12月26日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、申立人は、同市に納付することはできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間直後の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料は、同年12月4日に現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において納付の記録は無く、納付をうかがわせる記載も無い上、同年11月及び同年12月収納分の領収済通知書を調査したが、申立人のものは見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがうことができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から18年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から18年3月まで

私は、20歳になった平成14年\*月に、A市B区役所で国民年金保険料の学生納付特例を申請したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録により、平成18年12月26日に付番され、申立人は、20歳到達時の14年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該付番した時点では、申立期間は過年度となるため、制度上、学生納付特例の申請を行うことはできない期間であり、別の基礎年金番号が発行されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、学生納付特例の承認を得るには毎年度申請する必要があるところ、申立人は、「学生納付特例の申請は平成14年4月に1回行っただけであり、郵便物は内容を確認しないまま全て廃棄していた。」と述べていることから、申立期間のうち、平成15年4月から18年3月までの期間については、学生納付特例を申請していなかったものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことを確認できる関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 833 (事案 583 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 30 日から 11 年 4 月 1 日まで

A社における標準報酬月額は、私が営業本部長として実際に受け取っていた給与支給額と相違している。

今回、同社の元同僚に申立期間について情報の提供を依頼しているので、再度調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時、月 50 万円の報酬を得ていたと主張しているものの、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立てに係る事実を確認することができないこと、ii) 申立事業所は、平成 12 年 8 月 31 日付けで全喪しているところ、当該事業所の閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項証明書)によると、申立人は、申立期間中の 9 年 11 月 4 日から 11 年 9 月 30 日の間、取締役就任していたことが確認できるものの、申立人が挙げた元同僚から提出された 10 年 12 月分及び 11 年 1 月分給与一覧に申立人の氏名は無く、申立期間当時の給与額を確認することができない上、当該元同僚から聴取しても申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできないこと、iii) 申立事業所の元事業主に申立期間当時の賃金台帳等を照会したものの回答を得ることができず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等が確認できないこと、iv) 申立人の標準報酬月額については、オンライン記録上、遡及して取り消された形跡や、より低額な金額に訂正された形跡は確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。



今回、申立人は、新たな資料として、A社の会社組織図及び社員配置図を提出するとともに、申立期間に係る情報を有している者として、同社における元同僚の氏名を挙げて、当委員会に再申立てを行っている。

しかしながら、会社組織図及び社員配置図については、申立てに係る事実を確認することができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、当委員会が新たに収集した申立人の申立期間に係る給与振込口座の取引明細証明書においても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況等は確認できない。

また、当該元同僚は、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは間違いないとしているものの、申立人の申立期間に係る給与月額及び標準報酬月額については分からないと述べており、申立内容を裏付ける証言は得られない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 12 月から 37 年 7 月までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私の船員手帳には、申立事業所の船舶に係る雇止年月日は昭和 37 年 7 月 31 日と記載されており、また、私が当該事業所から入手した資料では、同年 7 月分の給与から船員保険料の控除されていたことが分かるので、申立期間中も船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している申立人に係る「昭和 37 年分給与所得の源泉徴収票」及び「船員保険取得台帳」には、それぞれ「昭和 37 年 7 月 30 日付依願退職」、申立人の退職日として「37. 7. 30」との記載が確認できるところ、一方で、申立人が保管している船員手帳を始め、申立事業所が保管している申立人に係る「乗船記録簿」及び「昭和 37 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」のいずれにも、申立人の雇止年月日・申立船舶の下船日は昭和 37 年 7 月 31 日と記載されていることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間中も、当該事業所に雇い入れられていたと推認できる。

そして、前述の源泉徴収簿では、申立事業所が、申立人の昭和 37 年 7 月度の給与（支給日は昭和 37 年 7 月 25 日）から社会保険料 840 円を控除していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所では、申立期間当時の船員保険料の控除方法を確認できる資料は無いとしながらも、現在の社会保険事務担当課長の事務引き継ぎ前後も変わらず、現在と同じように、当月の船員保険料を翌月分の給与から

控除する方法を原則として採っていた旨回答している。

また、前述の「船員保険取得台帳」に掲載されている申立期間当時の退職者のうち、退職月の属する給与に関する資料を申立事業所から入手できた8人について、各々の船員保険の資格喪失日と社会保険料の控除状況とを突き合わせた結果、7人が当月分の保険料を翌月分の給与から控除されていることが確認できることから、前述した申立人の昭和37年7月度の給与から控除されている社会保険料は、昭和37年6月分の保険料であることがうかがえる。

さらに、申立事業所では、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間における船員保険の加入状況等は不明と回答している。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和34年12月1日から37年7月31日までの間に確認できるのみである。

このほか、船員保険（雇用保険部門）の記録では、申立人の申立事業所の離職日は昭和37年7月30日となっていることが確認できるとともに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 835 (事案 87 及び 502 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 39 年 4 月から平成 17 年 6 月までの間、A 社 B 支店で勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。  
しかし、私は申立期間中も、雇用保険の記録どおり、同支店に勤務していたから、厚生年金保険にも加入していたはずであり、二回にわたって行った申立てに対する通知の内容について異議がある。  
今回、新たな資料は無いが、再々度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、社会保険庁(当時)の記録どおりであることが確認できること、ii) 申立事業所から聴取した結果、申立人と同じ雇用形態(契約社員から正社員)の元同僚一人について、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は雇入日から2年10か月後である旨の回答を得ていることから、申立事業所においては、雇入れから一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続が行われていたことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月14日付けの年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時加入していたとする健康保険組合に係る健康保険の記号番号を記載したメモなどを提出し、改めて申立てを行っているところ、i) 当該記号番号は、申立事業所が保管する申立人に係る「社会保険管理カード」上の「健康保険被保険者証」の記号番号と一致しており、この資格

取得日は、オンライン記録にある厚生年金保険の加入記録と同一日の昭和 43 年 10 月 1 日と一致していること、 ii) 厚生年金保険被保険者台帳番号払出簿上の申立人の申立事業所に係る資格取得日、及び申立人が保管している厚生年金保険被保険者証上の「初めて資格を取得した年月日」は共に、オンライン記録どおり、昭和 43 年 10 月 1 日と記録されていることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 13 日付けで再度、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人が今回、氏名を挙げた申立事業所の元同僚二人から聴取したものの、いずれも「私は、申立人と同じ職場で働いたことは覚えているが、正確な期間は記憶に無い。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。